えびな・いちご文学賞 作品募集

市教育委員会では、今年度のテーマ「健康・スポーツ・文化振興の年」の事業として、「えびな・いちご文学賞」と題し、文学作品（小説・詩）を募集します。

この文学賞は、文学を通して多くの方がひびきあうことを目的に設定しました。海老名の街や文化を主役または背景に、海老名名産の新鮮なイチゴのような感性でつづった作品、時代を見つめた作品の応募をお待ちします。

▽素材　「いちご」・「相模川」・「相模国分寺」のいずれかを選択（複数選択可）。これらを舞台背景・基調イメージにした作品を書いてください

▽部門　小説（ジャンル不問）・詩

▽応募資格　県内在住・在勤・在学の方。年齢不問

▽応募条件　各部門1人1作品で未発表作品に限る

▽規定　400字詰めA4原稿用紙縦書。右肩とじ通番号付加。ワープロ作成の場合はA4縦20字×横20字縦書。小説は10枚以上20枚以内。詩は5枚以内。

▽応募期間　6月1日（木）～10月31日（火）（当日消印有効）

▽応募方法　原稿末尾か別紙に住所・氏名（ふりがな）・年齢・電話番号・学校名・学年または職業（在勤の方は勤務先名）を記入のうえ、「いちご文学賞原稿」と明記した封筒に入れ、直接または郵送で〒243-0492指導室へ

▽賞　【大賞】▼小説1編＝賞状、副賞30万円　▼詩1編＝賞状、副賞10万円　【優秀賞】▼小説1編＝賞状、副賞15万円　▼詩1編＝賞状、副賞5万円　【佳作】小説・詩とも数編＝賞状、副賞図書カード1万円分

※大賞と優秀賞にはイチゴの詰め合わせも贈呈

▽選考委員〔小説部門〕元文藝春秋編集長・岡崎満義氏　〔詩部門〕詩人・清水哲男氏

▽作品発表　入選作品集を作成・頒布。大賞作品は全文を本紙に掲載します。

問　指導室（☎235・4919）。

えびな・いちご文学賞

●素　材「いちご」「相模川」「相模国分寺」

●部　門　小説・詩

●応募期間　6月1日(木)～10月31日(火)

児童手当
小学校6年生まで対象に
９月末までに申請を

4月1日から児童手当制度が次のように改正されました。

◇支給対象年齢の拡大

これまでの小学校3年生（満9歳の誕生日以後、最初の3月31日）までから、小学校6年生（満12歳の誕生日以後、最初の3月31日）までに拡大されました。

◇所得限度額の引き上げ

所得限度額が下表のとおりに引き上げられました。

◆　◆

児童手当を受けるには申請が必要です。今回の制度改正に伴い手続が必要となる方には、市から申請用紙を送付しています。所定の事項を記入のうえ、必要書類を添付して児童福祉課窓口に直接または郵送で提出してください（公務員の方は勤務先に申請）。

※申請いただいても所得制限により支給できないことがあります。

【申請に必要な物】

・申請者の健康保険証の写し（厚生年金加入者の場合）

・所得証明書（その年の1月1日に市内に住所がなかった場合）

・申請者名義の口座が分かるもの（郵便局を除く）

【申請期限】

9月30日（土）必着。

問　児童福祉課（☎235・4823）。

児童手当制度の改正点

◎支給対象年齢の拡大

	新	旧
対象年齢	小学校6年生まで（満12歳の誕生日以後最初の3月31日まで）	小学校3年生まで（満9歳の誕生日以後最初の3月31日まで）

◎所得限度額の引き上げ　（単位　万円）

扶養親族等の数	国民年金加入者・年金未加入者		厚生年金等加入者	
	新	旧	新	旧
0人	460	301	532	460
1人	498	339	570	498
2人	536	377	608	536
3人	574	415	646	574
4人	612	453	684	612
5人	650	491	722	650

国保・老人医療
入院時の食事負担を変更

4月1日から、国民健康保険と老人保健医療加入者の入院時食事負担の方法が、これまでの1日単位から1食単位に変更となりましたのでお知らせします。

問　保険年金課国保担当（☎235・4594）、同課老人医療担当（☎235・4595）。

変更点

区分		新	旧
①　一般の方		1食につき260円	1日につき780円
②　市民税非課税世帯に属する方（70歳以上は低所得Ⅱの方）	入院日数が90日までの場合	1食につき210円	1日につき650円
	入院日数が90日を超える場合	1食につき160円	1日につき500円
③　70歳以上で低所得Ⅰの方		1食につき100円	1日につき300円

※②・③の方は、市が発行する減額認定証を医療機関へ提出してください。

子育てに悩んだら…
子ども家庭相談室☎235・4825へ

市では、子育てや家庭の不安・悩みの相談窓口を開設しています。

子どもは思いどおりにならないもの。子育てには不安がつきものです。

○どうやって子育てしてよいか分からないで悩んでいる

○子どもが言うことをきかず、いつもイライラしている

○思うようにいかず、つい子どもをたたいたり、怒鳴ってしまう

○精神的、身体的に自分のことで精一杯で子育てができない

○夫やパートナーの理解が得られない

こんな時は、一人で悩まず、市の子ども家庭相談室にご相談ください。

【子ども家庭相談室】☎235・4825（月～金曜、午前8時30分～午後5時）。

他機関でも相談を受け付けています。

【虐待相談かながわ（NPO法人子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク）】☎0463・90・2260（月・水・金曜、午前10時～午後1時）。

問　児童福祉課（☎235・4825）。

便利です！「えびな安全・安心メールサービス」
登録はebn-i@posh.jpあて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは市生活安全課へ